

宇多津町監査委員公表第 2 号

令和6年3月27日付で提出された住民監査請求について、監査結果を別紙の通り公表する。

令和6年5月17日

宇多津町監査委員	中 村 洋二郎
同	西 本 祐 子

監査決定書

第1 監査の請求

1. 請求人

- (1) 住所 宇多津町
- (2) 氏名 略

2. 請求年月日

令和6年3月27日

3. 請求の要旨

(以下、令和6年3月27日付で提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

ア、コミュニティバスの運行については、平成の大合併として国の施策として行われた頃、社会情勢の変化に対応策として宇多津町の町民の多くも希望した。

しかし、時の町長は、宇多津町は行政の合併を選択しておらず、一定の条件でタクシー券の交付を福祉目的で交付するとした。

その後、南部出身の議員から、一般質問で必要性がとりあげられた。

町長は多くの議員から要望があったとして、(古街のほぼ全域を除いた)バスの運行を令和2年度から3年間試験的に走らせた。

その結果について、何らの検証も行われなかった。

更に、議会の総意で要望があったとして2年間の延長でバスを運行している。

イ、まちづくり課で調査した結果

運行経費：年間1,300万円、収入：運賃広告費等100万円余

- ・町長は何をもって良しとするのか説明責任を果たしていない。
- ・専門家に、公益事業としての費用対効果を算定してもらい明らかにすべきである。
- ・「議会の総意」をよりどこかで説明するのは、した事にならない。

バスを漠然と走らせ更に大きな損害を生じさせる事は不当行為と言わざるを得ない。

ハ、損害額は、町長と宇多津町議会基本条例第8条(7)の「将来のコスト計算」を考えずに行った議会にも返還を求める。

事実を証する書面として、宇多津町議会だよりNo.91の写(抜粋)、宮本敦夫議員の質問に対する町長の回答と称する書面が添付されている。

第2 監査委員の判断

1. 主 文

本件請求を却下する。

2. 理 由

本件請求に対し、要件審査を実施し、令和6年4月8日付文書において、請求人に対し、補正期限を令和6年4月19日とし、補正書の提出を依頼。補正依頼の内容は下記のとおりである。

(1) 公金の支出が違法・不当とする理由について

本件請求において、「バスを漠然と走らせ更に大きな損害を生じさせることが不当であると」とされているが、不当な理由が具体的・客観的な根拠と共に記載されていないため、公金の支出が違法・不当とする理由を記載することを求めた。

上記補正を依頼したところ、請求人より、補正指示を受けた内容については請求書に記載してあるとして補正しない旨の返答があった。

住民監査請求においては、不当な公金の支出について、その違法性、不当性を主張する具体的な理由を記載しなければならない。

本件請求について、その記載を確認した。

請求書に記載されている不当性については、「バスを漠然と走らせ更に大きな損害を生じさせることは不当行為と言わざるを得ない。」との記載が該当すると判断できる。この点について、バスを漠然と走らせているという主張について、当該事実を証する書面も添付されておらず、また、この行為が公金の支出において、どう不当であるのかという理由も記載されていない。また、その他の記述については、請求人の主観的見解、意見を述べているものであり、不当性を主張しているものとはいえない。

したがって、本件請求は地方自治法第242条に定める所定の要件を欠く不適法なものであると判断し、監査委員の合議により、主文のとおり却下を決定する。

令和6年5月15日

宇多津町監査委員 中 村 洋二郎

同 西 本 祐 子